



消防トピックス



救える命、そのために！

救命講習会

9月9日(救急の日)に救命講習会を開催します。

愛する家族や友人が、突然の病気やケガにおそわれ心臓や呼吸が止まった時、あなたに何ができますか？

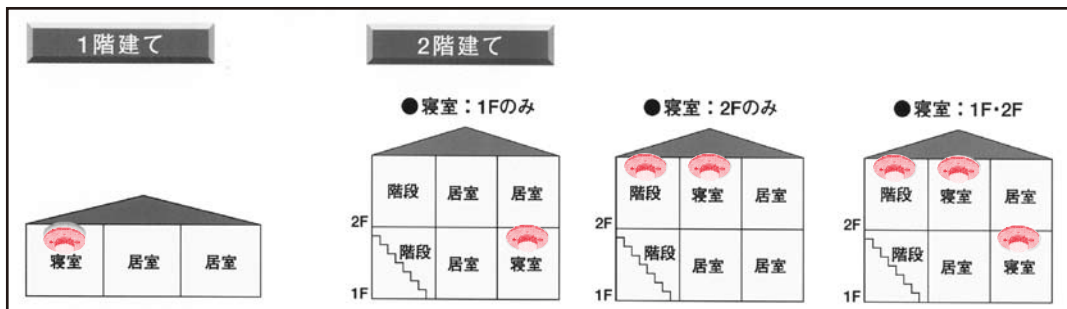
講習会に参加し、心臓マッサージや人工呼吸、AED(自動体外式除細動器)の取り扱いをマスターし、愛する人を救いましょう。

- 日時 9月9日(土) 午後1時から(約3時間)
- 場所 カルム五條
- 定員 先着で50人程度
- 受講料 無料
- その他 軽い運動のできる服装で参加してください。
- 申込・問合せ 五條市消防本部 救急救助課 ☎22・3310
保健福祉センター 庶務医療係 ☎25・2631

住宅用火災警報器の設置が義務化されました

新築住宅は、平成18年6月1日から
既存住宅は、平成21年5月31日を期限としています。

- 住宅用火災警報器とは？
室内の煙や熱を感知して警報音を出す器具です。
(煙式のものを取り付けてください)
- 設置しなければならない主な箇所は？
寝室・寝室のある階の階段等



- 悪質な訪問販売等に十分注意してください。
 - 1 公的機関の職員が一般住宅を訪問し住宅用火災警報器を販売することはありません。
 - 2 「今だけ」、「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意
 - 3 「今すぐ取り付けなければならない」「この商品でなければならない」などの内容を偽って強引に販売する業者に注意
- 住宅用火災警報器に関する相談は？
財団法人日本消防設備安全センター 「住宅用火災警報器相談室」
☎0120・565・911 《フリーダイヤル》
*受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時(土日および祝祭日は除く)

地域の販売店の検索は住宅防火対策推進協議会ホームページに全国の販売店が掲載されています。

(ホームページ: <http://www.jubo.go.jp/index2.html>)

住宅用火災警報器は、日本消防検定協会NSマークのついた商品を選びましょう。

■問合せ 五條市消防本部予防課 ☎22・3310

五條市消防本部